

調布市被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル

震後対策編 (判定員業務マニュアル)

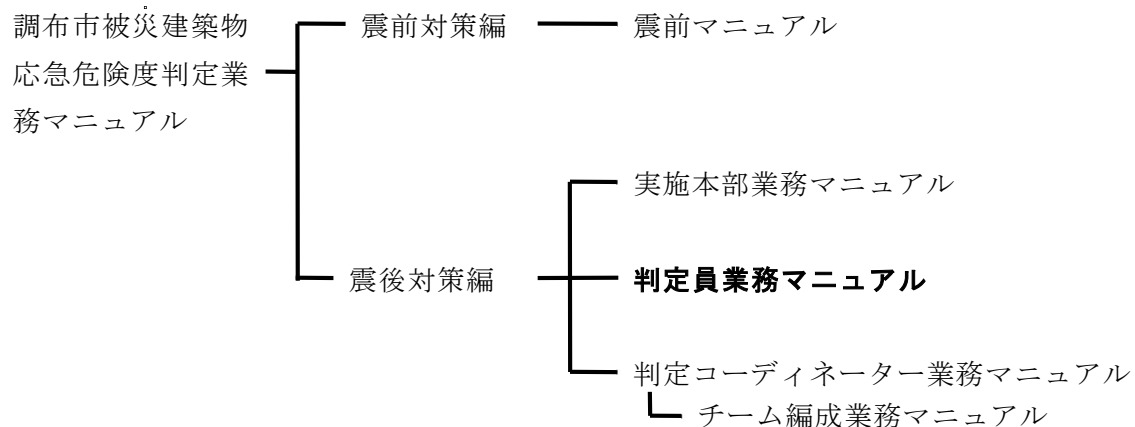
令和2年3月

調布市 災害対策本部災害対策都市整備部 建物・宅地調査班

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定員の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

[調布市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



第2 判定業務の心得

1 被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）は、原則として都道府県等の要請により判定業務に従事する。

ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず所属都道府県の指示に従い行動する。

2 判定員は、判定業務を行う被災地の都道府県等が定めた業務基準を遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

【解説】

- a 判定員は、都道府県等の要請により判定業務に従事することが原則のため、自ら判定業務に従事することを希望する場合、被災地の実施本部に直接連絡すると混乱をきたす恐れがあるため、必ず所属の都道府県に連絡を行い、指示に従う。
- b 被災地の都道府県等が決めた業務基準とは、今後策定される都要綱あるいは都業務マニュアル等をいう。

第3 判定員の編成及び判定コーディネーター

判定員は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定員2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定員の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

【解説】

- a 実施本部内組織については、実施本部業務マニュアル第3項解説の実施本部体制（例）参照
- b 判定コーディネーターは、実施本部と判定員間の橋渡しの役割を果たす。（参照：判定コーディネーター業務マニュアル第2）

第4 応急危険度判定員の参集行動基準

1 地元判定員の行動基準

地元判定員は、次のように行動する。

- (1) 被災地の市区町村より参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所（一次参集場所等）及び参集場所までの移動方法の確認を行う。
- (2) 判定作業に協力するかどうかは家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
- (3) 判定員は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。
- (4) 判定員は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (5) 判定員は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
 - ①被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ②気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ③余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ④判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑤被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
 - ⑥出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
 - ⑦判定作業中の危険防止についての注意
- (6) 判定員は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (7) 判定員は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。

2 応援都道府県及び応援市区町村の判定員の行動基準

応援都道府県及び応援市区町村（以下「応援都道府県等」という。）の判定員は、次のように行動する。

- (1) 判定員は、応援都道府県等からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうか家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特

に持参すべき判定資機材、判定用具等の指示を受ける。

- (4) 判定員は、参集場所に到着後、応援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 判定員は、被災地の支援本部又は実施本部到着までの間は原則として応援都道府県等の指揮下に入る。
- (6) 被災地の支援本部又は実施本部への移動は、原則として応援都道府県等が指定した方法により移動する。
- (7) 判定員は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
 - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑤ 判定実施区域周辺の情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
 - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
 - ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
- (8) 被災地の支援本部又は実施本部到着後は、原則として支援本部又は実施本部の指揮下に入る。

【1項の解説】

地元判定員は原則として、被災した市区町村の参集要請により参集するが、以下に示すような参集方法もあり、いずれを選択するかは、各市区町村、各都道府県の判断による。

【自主参集方法－1】

判定員が、あらかじめ決められた基準以上の地震が発生した場合に、あらかじめ決められた参集場所に自主的に参集する方法で、震前の準備として各判定員に参集場所等の周知が必要。

【2項の解説】

- a 応援判定員の派遣は、原則として応援都道府県等の単位で行う。あらかじめ応援都道府県等の職員から代表者、副代表者を選任し、実施本部又は支援本部到着までの統括を行う。
- b 判定員は、実施本部到着後は実施本部が定める班構成に従う。又、判定コーディネーターからの伝達事項や、判定コーディネーターへの報告事項は、判定コーディネーターが任命した班長又は副班長が取りまとめる。
- c 指揮連絡システムを明確にするため、応援判定員の身分は実施本部又は支援本部到着までは、応援都道府県等の指揮下に入り、到着後は支援本部又は実施本部の指揮下に入ることにした。

第5 持参する判定資機材等

判定員は、実施本部、支援本部、応援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要なとなる判定資機材を持参すること。

【解説】

- a 判定員自ら用意する判定資機材としては、登録証、判定員手帳、ヘルメット、筆記用具、コンベックス、軍手、マスク、ナップサック、携帯電話等が考えられ、又、被災地の状況により生活必需品として、雨具、防寒着、水筒、寝袋、常備薬等の準備も必要と考えられる。
- b 判定資機材として実施本部、支援本部、応援都道府県等で準備する物は、腕章、判定調査表、判定ステッカー、ヘルメット用シール、判定街区マップ、ガムテープ、下げ振り、クラックスケール、ハンマー、バインダー、等が考えられる。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、実施本部又は判定拠点の判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定員に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。
- 2 判定員は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- 3 判定実施区域への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した輸送手段により移動する。
- 4 判定員は、判定作業を行う際には応急危険度判定員登録証を必ず携持するとともに、腕章等を身につけ判定員として識別出来るようにする。
- 5 判定作業は、原則として2人1組で行う。
- 6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
- 7 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ携帯等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 8 判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 9 判定結果については、判断根拠を随時建築物ごとに記録する。
- 10 判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
- 11 班長は、各判定員から判定結果等の報告受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。
- 12 判定員は、原則として実施本部又は支援本部で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定員は自宅に戻ることが出来る。その場合は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

【解説】

- a 判定作業の指示伝達、報告等は連絡の一本化を図るため、必ず班長又は副班長に行う。
- b 判定作業中及び移動中においても、判定員としての責任と被災地の住民から大きな期待を掛けられていることを認識し、誠意を持って行動する。
- c 判定作業は、判定調査表により実施する。

- d 判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物については、判定時に判定調査表欄外にその旨記載し、判定結果報告時に班長に報告する。
- e 判定作業終了後、判定結果を報告すると共に、異常が無くても必ずチーム員相互の健康状態も報告する。
- f 判定結果についてどの様な根拠で判断したかを必ず記録しておくことは、判定調査表だけでは判断がつかねる場合もあり、その場合の判断は建築士としての知識、経験に委ねられる部分が多分に有る。そのため、判断の根拠を記録する必要があり又、所有者からの問い合わせ等に対する説明資料になる。
- g 各判定員の行った判定結果の集計は、班長が取りまとめを行い判定コーディネーターに報告する。その際、各班長は、判定員から特に注意を必要と報告された被災建築物については、判定結果以上により強力な立ち入り禁止等の措置が必要な場合は、その旨を判定コーディネーターに具申する。

第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

【解説】

- a 判定ステッカーを貼る場所は、建築物の居住者・利用者だけでなく、建築物付近を通行する歩行者等にも識別できる場所とし、場合によっては、建築物とブロック塀で判定結果が異なる等、複数の箇所に貼ることもある。
- b 判定ステッカーには、例えば落下物を除去することで判定が変更になるような場合の対処方法及び注意事項等の記入を行う。特に「要注意」の判定をした場合は、必ず記入する。

第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定員は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は住居者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等が合った場合には、適切に回答するものとする。
- 3 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りしすみやかにその場を離れる。
- 4 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、判定調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書等をあらかじめ用意しておくことが望ましい。
- 6 マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

【1項の解説】

判定に対する住民の理解を得るために、実施本部において広報活動を行うとともに、被災地においては、判定員自らが住民に対し判定に対する理解を求めていく必要もある。

また、住民から判定実施状況等についての質問を受ける場合もあることから、判定員は実施本部の方針を把握し、答えられるようにしておく必要がある。

【2項の解説】

判定員は住民が在宅の場合は、誠意をもって質問に回答する。

○質疑応答の例

(緑の表示で)「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用して下さい。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話して下さい。

(黄の表示で)「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し)建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。)

〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用下さい。

(赤の表示で)「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。

是非、市の担当部局(〇〇日以降は、災害対策本部)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

また、〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難して下さい。

住民から、「何をしているか?」との問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定員登録証を提示し又、判定に係わるパンフレットを渡しながら)私たちは〇〇市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

(黄や赤の内容を見て)「言うことを聞かなければならないのか?」あるいは、「強制力はあるのか?」と問われた場合

(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

【3項以降の解説】

- a 被災地の住民又は建築物所有者の対応については、誠意を持って行うこと。
- b 実施本部の計画した判定実施区域以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、実施本部の指示がない旨を述べて断ること。
- c 住民対応及びマスコミ対応について疑問等がある場合は、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

平成15年1月 制定

平成21年2月 改定

令和 2年3月 改定